

「八戸市公契約条例案」に関するパブリックコメントの実施結果

○実施期間：令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）

○意見総数：9件（意見提出者6名）

	該当箇所	意見概要	市の考え方
1	(全般)	八戸市公契約条例案に賛同します。	ご意見を踏まえ、条例を制定してまいります。
2		<p>市独自の賃金下限額を設定することにより、公共サービスの品質が確保されるのか理論的な妥当性に欠けます。最低制限価格制度を用いている以上、不当に安価な契約金額にはなっておりません。</p> <p>また国が最低賃金法を定めているにも関わらず、別途の賃金下限額を定めることの妥当性が不明です。一律の賃金下限額の設定は、技能・技術などのスキル及び年齢・経験を無視した実態と乖離したものであると思います。</p>	<p>条例案では、賃金下限額の設定は行わないこととしております。一方で、賃金下限額の設定を望む声があることから、制度の変更等については、実施状況や課題を検証した上で、必要に応じて検討してまいります。</p>
3		<p>条例の目的が「入札、契約などの公契約に関する基本的な事項を定める」となっておりますが、八戸市公契約制度研究会議の名簿を拝見したところ、学識経験者に「弁護士」、「土地家屋調査士」等の法律の専門家が含まれていない点に疑問を感じます。</p> <p>法律の専門家の関与が含まれていない現状では、法令違反の事例等が出てくる可能性があるという点が懸念されることから、然るべき団体や人物に契約内容等の確認を依頼する必要があるのではないかと思います。</p>	<p>八戸市公契約制度研究会議は、労働者の適正な労働環境の確保に関する市独自の制度について調査・検討するため設置されたものであり、労務の専門家である社会保険労務士が参画する等、その目的に沿った人選であったと認識しております。</p> <p>また、現行の入札・契約制度は、市・事業者双方の法令遵守を基本として実施されており、条例施行後もその点に変更はないことから、外部への契約内容等の確認依頼は検討しておりませんが、今後も引き続き、法令遵守に資する取組を進めてまいります。</p>
4	(市の責務)	<p>現在、建設業界は、慢性的な人手不足であり、この状況が今後も継続した場合、インフラの維持・更新等に大きな影響が出る恐れがあることから、若年層の入職促進のため、週休2日の実現及びそれに伴う適切な工期の設定等の環境整備をお願いいたします。</p>	<p>条例案では、市の責務として「適正な履行期間の設定」を明記する予定としており、国・県の動向等を踏まえながら、適正な工期（履行期間）の設定に向けた取組を進めてまいります。</p>
5		<p>市発注工事について、特殊な工法・部材が指定され、市外業者が一次下請業者となる事例が見受けられますが、公契約条例の目的である地域経済の活性化のためには、地元企業の受注が望ましいことから、可能な限り、地元企業が施工可能な一般的な工法・部材の指定をお願いいたします。</p>	<p>条例案では、市の責務として「市内事業者の受注機会の確保」を明記する予定としており、今後も引き続き、地元企業への優先発注及び受注機会の確保に努めてまいります。</p>

6	(労働環境等の報告)	<p>以前開催された公契約制度に関する研修会において、労働環境の確認のため賃金台帳を提出するとの説明がありました。下請業者が元請業者に賃金台帳を提出することになれば、明細を元請業者が知ることになり、取決金額が更に厳しくなることが予想されます。</p> <p>下請業者は、元請業者と違い、諸経費をみてもらえることがなく、直接工事費の単価+法定福利費のみで金額が決まります。さらに、個人情報に該当するため、作業員一人一人から承諾を得る必要があり、承諾をしない人も出てくる可能性が高いと思います。以上のことから、賃金台帳提出には反対です。</p>	<p>賃金台帳の提出は市と直接公契約を締結した元請業者のみとし、下請業者は対象外とする予定としております。</p>
7		<p>元請業者が下請業者に対して指導・監督責任を十分に行使し得ない場合があります。商習慣・経営実態上からも、元請業者が下請業者や孫請業者の賃金を把握することは困難であり、これまで以上に業務の煩雑化が予想されます。</p>	<p>賃金台帳の提出は市と直接公契約を締結した元請業者のみとし、下請業者は対象外とする予定としております。なお、条例の施行に伴い、当該賃金台帳の提出等、事務負担の増加が想定されますが、市といたしましては、報告書の簡素化等、事業者の事務負担の軽減に十分に配慮した上で、制度内容の詳細を検討してまいります。</p>
8		<p>労働環境報告書の作成・確認等の新たな事務負担が事業者・市の双方に発生します。事業者はこの人件費を負担し、市はそれに関わる組織と職員を増やすこととなります。限られた財源で一部の労働者だけを特別扱いするコストは、結局はその他大勢の納税者が負担することになり、双方にとってコストが発生するにも関わらず、この規制と目的の関連性や実効性が不透明です。</p>	<p>市・事業者の双方にとって、過大な負担とならないように努めてまいります。</p>
9		<p>予定価格1億5千万円以上の工事請負契約を対象とし、段階的に見直していくようですが、当該金額を受注可能な事業者は既に国・県より労務費調査や下請調査を受けており、最低賃金額以上の支払や下請契約の適正化等、問題はなないと思われまます。むしろ調査すべきはこれらの調査を受けていない事業者であると考えます。</p>	<p>制度実施後、まずは、契約規模が大きい予定価格1億5千万円以上の建設工事を対象としてまいりたいと考えております。</p> <p>対象範囲の変更等については、実施状況や課題を検証した上で、必要に応じて検討してまいります。</p>